

## 【ドイツ】政党法の改正

海外立法情報課 渡辺 富久子

\* 政党に対する国庫補助金の適正化、収支の透明性の向上等を目的として、政党法が改正された。

### 1 政党の資金調達と国庫補助金

政党は、国民の政治的意思形成への協力という任務を担っており（基本法第 21 条）、このために必要な活動費を、主に①党費、②寄附金、③議員分担金（Mandatsträgerbeiträge）、④財産収入及び事業収入、⑤国庫補助金（Staatliche Teilfinanzierung）により賄っている。これらの資金調達は、①政治活動の保障、②国家からの自由、③政党間の機会の平等、④収支の透明性の原則に基づく（注 1）。政党は、さらに、税制上の優遇措置を受けることができる。

国庫補助金は、本来党費や寄附金により賄うべき活動費の不足を補うものである。国庫補助金については、全ての政党に支払われる総額の上限（絶対的上限）が定められており（2015 年は約 1 億 5700 万ユーロ）、この額は物価の変動により毎年見直される。国庫補助金の受給要件は、直近の欧州議会選挙若しくは連邦議会選挙における 0.5%以上の得票又は州議会選挙における 1%以上の得票である。この要件を満たす政党には、①得票要件を満たす選挙の合計の得票数、②受領した支援金（党費、寄附金及び議員分担金）に応じて、国庫補助金が配分される。各政党に配分される額は、当該政党の年間収入（支援金、財産収入及び事業収入）を超えてはならない（相対的上限）。議会に議席を有さない政党も、得票数の要件を満たせば、国庫補助金を受領することができる（注 2）。

### 2 政党法改正の概要

国庫補助金の適正化、収支の透明性の向上等を目的として連立与党のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）及び社会民主党（SPD）が提出した政党法改正法案が 2015 年 12 月 17 日に連邦議会を通過し、法律は 2016 年 1 月 1 日に施行された（注 3）。主な改正の概要は、次のとおりである。

#### (1) 国庫補助金の適正化

政党が受領する国庫補助金の額は、改正前は、①得票 1 票につき 0.7 ユーロ（最初の 400 万票までは 0.85 ユーロ）、②支援金 1 ユーロにつき 0.38 ユーロであった。これらの額は、絶対的上限額が物価に応じて引き上げられていたのと異なり、2002 年以降引き上げられていなかった。改正により、①得票 1 票につき 0.83 ユーロ（最初の 400 万票までは 1 ユーロ）、②支援金 1 ユーロにつき 0.45 ユーロに引き上げられ、2017 年以降は物価に応じて見直されることになった（第 18 条第 3 項）。

従来、相対的上限の基準となる政党の年間収入は、支出を差し引かない粗収入である。

改正により、事業収入については、支出を差し引いた純収入が考慮されることになった（第19a条第4項）。（注4）

## （2）収支の透明性の向上

政党は、収支を公表しなければならない。報告書に架空の支援金、不正な金額、違法な寄附金が計上されていた場合には、制裁として、これらに基づく国庫補助金を返還しなければならない。場合によっては、これに加えて、当該額又は2倍の額を連邦議会議長に支払わなければならない（第31a条～第31c条）。それゆえ、国庫補助金の請求権を有する政党のほとんどは収支を公表しているが、そうでない政党は収支を報告しないものが多い（注5）。しかし、収支を報告しない政党も、選挙における候補者の擁立や税制上の優遇措置等、政党の権利を享有しているため、この状態は適正でないとされていた。政党の収支公表義務を徹底するために、改正により、6年間収支報告を提出しなかった政治団体は、政党としての法的地位を喪失することが定められた（第2条第2項）。

従来、年間に合計で1万ユーロを超える献金及び議員分担金は、これらを政党に支払った者の氏名及び住所と共に、収支報告書に記載しなければならない。改正により、献金と議員分担金のほかに、党費も合わせた額が対象とされた（第25条第3項）。これは、政党への多額の支援金を党費として支払うことにより、収支報告書への記載を免れようとすることを防ぐための改正であった。

注（インターネット情報は2016年1月21日現在である。）

- (1) Heinrich Pehle, „Die Finanzierung der Parteien in Deutschland,“ Bundeszentrale für politische Bildung ウェブサイト <<http://www.bpb.de/politik/grundfragen/parteien-in-deutschland/42042/finanzierung>> を参照。
- (2) 現在約110の政党があるが、このうち国庫補助金を受領するのは約20の政党である。国庫補助金総額の約9割は、連邦議会に議席を有する5政党が受領している。„Staatliche Parteienfinanzierung I,“ Bundeszentrale für politische Bildung ウェブサイト <<http://www.bpb.de/politik/grundfragen/parteien-in-deutschland/42240/staatliche-parteienfinanzierung-bundestagsparteien>> を参照。
- (3) Zehntes Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 22. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2563).
- (4) 2013年に結党された右派政党「ドイツのための選択肢（AfD）」は、粗収入を増やすため、金を購入額で売却していた。この改正は、このような事例の防止策とされている。改正により、AfDの財政状況はかなり悪くなるとされており、存続も危ぶまれている。„Sonst sind wir bankrott,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 5. Dezember 2015, S. 5.
- (5) 2011年に収支を報告した政党は、45であった。Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/100*, S. 10.

### 参考文献

- ・ Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/100*, 6879, 7093.
- ・ 戸田典子「続発する不正献金事件と政党法改正」『外国の立法』No.213, 2002.8, pp.185-193.
- ・ 木村志穂「英米独仏の政治資金制度」『調査と情報—Issue Brief—』No.878, 2015.9.29, pp.7-9. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9498994\\_po\\_0878.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9498994_po_0878.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)